

放送大学4月入学生募集！

放送大学はテレビやラジオの放送を通して学ぶ遠隔教育の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、様々な年代や職業の人たちが学んでいます。

大学や大学院の授業科目を1科目から気軽に学べるチャンスです。

この機会にあなたも放送大学で学んでみませんか？
ただいま平成23年4月入学生を募集しています。
詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

■募集学生の種類

－教養学部－

- 科目履修生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）
- 選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
- 全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）

－大学院－

- 修士科目生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）
- 修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

■出願締切 平成23年2月28日(月)まで

◎資料請求(無料)・問い合わせ先

放送大学北海道学習センター

旭川サテライトスペース ☎0166-22-2627

※放送大学ホームページでも受け付けています。

URL <http://www.u-air.ac.jp>

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令」が改正されます

ラブホテル規制が追加されます。新たに規制対象となるラブホテル形式のホテル・旅館を現在営業している方は、平成23年1月1日以降に、同様の形式で営業を継続する場合は、平成23年1月中旬に公安委員会（所轄の警察署）への届出が必要となります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■法律施行期日 平成23年1月1日

■経過措置期間 平成23年1月1日から
同月31日まで

◎問い合わせ先

警察本部保安課ラブホテル対策プロジェクト

☎011-251-0110（内線3157・3158）

年金の請求をお忘れではありませんか？

■年金の加入期間が25年未満の方へ

○年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間^{※1}と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※1 カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

○生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合^{※2}があります。

※2 誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

■年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

○70歳になっても、年金は自動的に支払われません

○年金の受け取りを始めるには、年金の請求が必要です。

■厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

○「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

○片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

■厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

○厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金[※]」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

■60歳以上で、会社にお勤めの方へ

○現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

○給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

◎相談・問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎43-7211

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

(IP電話・PHSからは ☎03-6700-1165)